

福岡市では、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。当園も平成30年4月よりこの新制度へと移行しています。

新制度では、保育料は、保護者の世帯の所得(市民税額)に応じて決定されます。

また、私立幼稚園就園奨励費は支給されませんが、福岡県私学助成の8,000円は交付されます。

平成30年度利用者負担額(保育料)

<教育標準時間認定子ども(幼稚園及び認定こども園)>

	階層区分	福岡市利用者負担額 (保育料)
A	生活保護世帯	0円
B	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯を含む)	3,000円
C	市民税 所得割課税額 77,100円以下	10,100円
D	市民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
E	市民税 所得割課税額 211,201円以上	23,900円

※B階層については、最年長の子どもから順に2人目以降については0円となります。

※C階層については、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

※D階層とE階層については、小学校3年以下の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円となります。

※ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯等については、B階層は0円、C階層は3,000円となります。また、最年長の子どもから順に2人目以降は0円となります。

※満3歳児クラスは、3歳の誕生日の月までは従来通り28,000円、それ以降は上記保育料になります。

【今後の流れ】

- ①.入園申込書を出された際、園が「支給認定申請書」を保護者に配布します。
- ②.保護者が記入した「支給認定申請書」を園に提出します。
- ③.市が園を通じて「支給認定証」を保護者へ交付します。
- ④.市が決定した保育料を園へ支払います(毎月25日口座引落し)。